

回 答 票

令和3年9月16日

佐賀県健康福祉部障害福祉課施設担当

佐賀県立視覚障害者情報・交流センターの指定管理者の指定申請手続きに関する要項、仕様書等について、下記のとおり質問事項に回答いたします。

項目	質問内容	回答
内容	<p>【資料名】： 要項 【ページ・項目】： P4 ウ 運営組織 (イ) 職員</p> <p>・相談支援員(1名以上)という記載がありますが、複数名で対応することを考えた場合、障害者に対する相談支援の業務経験が5年以上とありますが、複数名でシフト制をしいて窓口業務を行う場合、全ての職員に上記に該当する資格または業務経験が必要でしょうか。 ・また下記の人員配置は基準を満たすでしょうか。</p> <p>中心となり業務を統括する職員：該当する資格を保有もしくは業務経験があるものを配置する。</p> <p>シフト制で相談に当たる職員：医療、教育、障害者当事者、家族などピアカウンセリングができるものなど、視覚障害だけではなく幅広い分野に各方面の業務経験のある有識者を配置する。</p>	<p>・相談支援員(1名以上)に該当する職員としては、「社会福祉士又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者(障害者に対する相談支援の実務経験が5年以上ある者)」が少なくとも常勤1名配置されていることとする。</p> <p>中心となり業務を統括する職員 社会福祉士又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者(障害者に対する相談支援の実務経験が5年以上ある者)であれば認められる。また、常勤専従(週40時間程度勤務)とする。</p> <p>の職員の勤務のない日をカバーするためにシフト制で配置する職員については、特に資格要件、常勤・非常勤の別は問わないものとする。</p>

質問事項は、本様式一枚につき一問とし、簡潔に記載してください。